

2011年3月15日

東北地方太平洋沖地震および長野県北部を震源とする地震により  
被害を受けられたみなさまへ

このたびの地震およびそれらを起因とした津波災害により被害を受けられましたみなさまに、心より  
お見舞い申し上げます。

災害復旧活動における懸命な努力に敬服するとともに、みなさまの一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

当社では、このたびの災害について、以下のお取り扱いを実施いたしますのでご案内申し上げます。

**(1) 災害死亡保険金等の全額支払いについて**

災害関係特約等については、約款上に地震や津波による災害死亡保険金、災害入院給付金を削減したり支払わない場合があると規定されていますが、これを適用せず災害死亡保険金、災害入院給付金を全額お支払いいたします。

**(2) 保険料払込猶予期間の延長**

お申し出により、保険料の払込みについて猶予する期間を最長6ヶ月延長いたします。

**(3) 保険金・給付金の簡易迅速なお支払い**

お申し出により、必要書類を一部省略すること等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

**(4) 契約者貸付金、解約返戻金の簡易迅速なお支払い**

お申し出により、契約者貸付、保険金額の減額、保険契約の解約などについて、一定条件内で、お電話によるお支払いをお取り扱いいたします。

**■お問い合わせ先**

電話番号 0120-881-796

月一金 9:00-20:00 / 土 9:00-17:00 (日・祝日・年末年始 休み)